

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会		会 議 場 所	第 3 委 員 会 室
			担 当 職 員	阿久根由美子
日 時	平成 2 7 年 2 月 2 3 日 (月 曜 日)		開 議	午 前 1 0 時 0 0 分
			閉 議	午 後 0 時 2 1 分
出 席 委 員	堤 ○ 藤本 小松 福井 湊 石野 (田中欠席) (委 員 外 議 員) 菱 田 、 馬 場 < 西 口 議 長 、 齊 藤 副 議 長 >			
執 行 機 関 出 席 者	栗 山 市 長 、 岸 企 画 管 理 部 長 、 門 総 務 部 長 、 木 村 総 務 部 税 ・ 財 政 担 当 部 長			
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長 、 山 内 次 長 、 阿 久 根 副 課 長 、 山 崎 係 長 、 坂 田 主 任			
傍 聴	可	市 民 名	報 道 関 係 者 名	議 員 1 名 (平 本)

会 議 の 概 要

1 0 : 0 0

〔 堤 委 員 長 開 議 〕

1 平成 2 7 年 3 月 亀 岡 市 議 会 定 例 会 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

2 3 月 定 例 会 提 出 議 案 の 概 要 説 明

1 0 : 0 3

〔 市 長 等 入 室 〕

〔 市 長 あ い さ つ 、 総 務 部 長 及 び 総 務 部 税 ・ 財 政 担 当 部 長 説 明 〕

< 総 務 部 長 >

第 5 2 号 議 案 (老 人 医 療 費 支 給 条 例) は 4 月 1 日 施 行 に 向 け 周 知 、 準 備 期 間 が 必 要
で ある た め 、 補 正 予 算 議 決 日 (3 月 1 6 日) に 採 決 願 う。

〔 市 長 等 退 室 〕

1 1 : 0 7

〔 休 憩 〕

1 1 : 1 5

3 3 月 定 例 会 日 程 案

〔 事 務 局 長 説 明 〕 — 了 —

日程第 4 は開会日に提案しないことが後に決定したため削除

4 開 会 日 (3 月 2 日) 本 会 議 議 事 日 程 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕 — 了 —

5 議 第 1 号 議 案 に つ い て

〔 事 務 局 長 説 明 〕

< 堤 委 員 長 >

発 議 者 を 調 整 す る 。 各 会 派 の 幹 事 長 で ど う か。

< 馬 場 委 員 外 議 員 >

執行機関からも関連条例が提案される。法律改正自体に疑義があるので発議しない。討論するかもしれない。

< 湊委員 >

もう少し協議してから提案するべきではないのか。

< 事務局長 >

法律は既に公布されている。それを受け、委員会条例の整合性を図るものである。

< 湊委員 >

教育長の任期が平成 29 年 4 月 1 日までなら、執行機関が今回提案する条例を議決した後、次の定例会でもよいのではないのか。

< 事務局長 >

法律改正により同じように執行機関も提案するが、その議決に伴い議会の持つ条例を改正するのではなく、法律改正により行うものである。

< 藤本副委員長 >

質疑、委員会付託は省略の方向で、本会議での審議はないのか。

< 事務局長 >

法律に沿って今回の会期中に改正するもので、提案理由の説明等は省略されるものである。

< 堤委員長 >

同じ法律改正を受け条例改正するのなら、同時に提案するべきである。法律が改正されているなら条例改正は必要である。

< 馬場委員外議員 >

湊委員は審議なく提案するのは早計であるとの意見である。

< 事務局長 >

政務調査費を政務活動費に改正したときのように、法律改正に伴い議会の条例を改正するものである。

< 湊委員 >

今回は違う。反対はしていない。もう少し順序を踏んでやればよい。

< 堤委員長 >

提案してからの審議でもある。

< 湊委員 >

閉会日には議決すればよいが、開会日に提案しなくてもよいのではないか。

< 事務局長 >

執行機関の提案に必ず合わす必要はないものではある。

< 堤委員長 >

次の議運までに協議願う。

6 一般質問について

〔事務局長 説明〕

< 堤委員長 >

意見を。

< 馬場委員外議員 >

26 人が 24 人になり、全体の時間を同じにするならば 1 人 1.1 倍の持ち時間になる。

代表を 44 分、個人を 22 分にできないか。

< 藤本副委員長 >

それはややこしいのでしない方がよい。3月定例会以外の答弁を含めた時間設定について、答弁が長い時もあるので、答弁を含めない設定にすればよいと考える。

< 湊委員 >

答弁を含めることに変更したのは一言質問に対する答弁が長く、繰り返される場合終わらないので、ルールを決めた。今までどおりにするべきである。

< 堤委員長 >

答えの出ないものを何度も質問したり、国会や府議会で審議するものを質問されることもある。自分の持ち時間のなかでいかにより答弁を引き出すかが大事であり、議員も切磋琢磨するべきである。時間が長ければよいのではなく、従来の時間配分でよいと考える。意見を。

< 石野委員 >

従来のとおりでよい。

< 藤本副委員長 >

答弁を含めると質問がやりにくいので、答弁を含めず時間を設定するべきである。

< 菱田委員外議員 >

経過があり質問時間は設定された。答弁を含めた場合には、45分に近づいたときにいかに理事者の答弁が中断されないよう終わらせるかが議員のテクニックである。

< 藤本副委員長 >

このままやるのか確認願う。

< 馬場委員外議員 >

重要なことであり検討課題だと思う。

< 藤本副委員長 >

今後議論してもらいたい。

< 堤委員長 >

今後の検討とする。当面は先例どおりの質問時間とする。

7 3. 1. 1 黙祷について

〔事務局長 説明〕

〔質問中を避け黙祷を実施することに決定〕

8 予算審査について

(1) 審査体制

〔事務局長 説明〕

< 堤委員長 >

従来どおりでどうか。

< 馬場委員外議員 > < 湊委員 > < 石野委員 >

特別委員会を設置し12名で。

< 藤本副委員長 >

特別委員会を設置し全員で。

< 菱田委員外議員 >

常任委員会を設置し全員で。

< 福井委員 >

常任委員会にするには、もう少し研究する必要がある。今後の課題として検討すれ

ばよい。しっかり検討し決定すればよい。今回は今までどおり半数の特別委員会で。

<西口議長>

基本条例に則り、議論をしていけばよい。今回は今までどおりの半数の特別委員会でよいと思う。

<堤委員長>

今後の議論とする。

<藤本副委員長>

決算審査が全員で、予算審査が半数の理由が明らかでない。決算審査も予算審査も同じ形にすればよい。

<堤委員長>

今回は特別委員会で12人とする。 — 了 —

〔次のとおり決定〕

- ・ 予算特別委員会
- ・ 12日又は13日の一般質問終了後設置
- ・ 委員数12人
- ・ 委員会派割当て人数
 - 新清流会 5人
 - 共産党議員団 2人
 - 緑風会 2人
 - 公明党議員団 2人
 - 会派に属さない議員 1人

(2) 審査

〔事務局長 説明〕 — 了 —

9 市民憲章の唱和について

〔事務局長 説明〕

<堤委員長>

実施について意見を。

<石野委員> <湊委員> <藤本副委員長>

従来どおりの方法で実施すればよい。

<馬場委員外議員>

自由参加とし実施すればよい。

〔従来どおりの方法で実施することを決定〕

10 陳情・要望について

〔事務局長説明〕

<事務局長>

老人医療費助成制度関係の陳情書については、今回の議案にも含まれているため、委員会では議案審査と同時に取扱いを協議願う。

11 議案の提出について

〔事務局長 説明〕

〔会派に持ち帰り検討〕

12 6月定例会日程案について

〔事務局長 説明〕 — 了 —

1 3 その他
〔事務局長 説明〕

散会 1 2 : 2 1